

4 異文化としての墓地



土居 浩
DOI Hiroshi

ものづくり大学 / 建設学科 / 教授

江戸時代以降、様々な国の人々が日本を訪れるようになり文化的影響を与えてきた。そして、訪日中に亡くなった人が日本で埋葬されることにより、墓地にも異文化の影響がみられるようになる。日本の墓地において異文化が混在してきた過程を訪ねる。

異文化にであう

外国の葬送墓制事情を実地見聞すべく、2018年3月に、研究チームでマレーシアを訪問した時のことである。現地コーディネータの志向で、ほぼ華人系住民の墓地ばかりを訪問していた途中、通りかかったヒンズー系墓地に目を惹かれた(写真1)。ほぼ日本国内のことを調べている筆者にとっては、もちろん華人墓地も珍しか

ったのだが、連日そればかり訪問していた結果、短期間で華人墓地を見慣れてしまったのである。

旅先の珍しい墓地景観に思わず惹かれてしまう同好の士は、少なくとも江戸時代には居たようで、たとえば司馬江漢(1747-1818)は、長崎の唐人墓やオランダ人の墓を、その著書『西遊旅譚』に挿絵で紹介している(図1)。この書は1788年から翌年にかけての旅の記録であ



写真1 マレーシアのヒンズー系住民墓地

り、江漢は遠路はるばる長崎へ出向いて、異文化としての墓地に遭遇したわけだ。江戸時代末期の開国を機にこの遭遇は頻繁となる。

異文化がつどう

頻繁に異文化と遭遇する墓地として、外国人墓地が思い浮かぶ。斎藤多喜夫(2012)「横浜外国人墓地小史」(同『横浜外国人墓地に眠る人々』有隣堂)に拠れば、そのはじめは、ペリー艦隊が再来日した1854年、横浜沖で停泊中に死亡した水夫の埋葬に関する交渉からであった。結果、近隣の増徳院境内の土地を提供し、埋葬することになった。その後、日米和親条約に基づき伊豆下田の開港が決定し、同地の玉泉寺に外国人用の墓地が設けられる。増徳院に埋葬されていた水夫も、改葬されることになる。これが現在、玉泉寺の公式サイトで「幕末当時に建立された墓石がそのままに現存しており、条約に則った日本最初の公式外人墓地」と謳われている経緯である。

増徳院の境内および周辺、つまり現在の横浜外国人墓地へと繋がる土地では、その後、各国が自文化としての葬墓慣習を日本に認めさせるべく、交渉あるいは強行が重ねられた。たとえば開港直後の1859年、ロシア使節の随員2名が横浜市中で殺害され、その仮埋葬地として再び増徳院境内が選ばれた。ロシア使節は幕府に

対し、10m超の石塔建立、柵矢来を巡らしての丁重な埋葬、そして永久保護を要求した。ただし境内地が狭小であること等を勘案し、外国奉行・勘定奉行との交渉の結果、隣接する民間人の畑が貸与され、石塔の規模は縮小されたという。

また、1860年にはオランダ人船長2名が殺害され、これもまた増徳院境内に埋葬、四角錐の墓標が建てられた(図2)。増徳院境内とその周辺では、日本人と外国人の墓が、事実上の雑居状態にあり、その解決が探られていたところ、1861年、イギリス軍艦の水夫が死亡した際、当時のイギリス領事が幕府の用意した場所を無視し、丘の上の麦畑へ勝手に埋葬させる事件が起こる。談判の結果、幕府の用意した場所へと改葬が果たせたが「やはり外国人専用の墓地区画を確定する必要あり」として、最終的に日本人の墓を移転させ、外国人専用の墓地が成立した。その後、徐々に拡張した墓域は、1878年に確定されたという。

欧米と葬墓慣習の異なる中国の場合、機会があれば遺体を故郷へ送り返す必要があったので、欧米人と同じ墓地を共有するのは、都合が悪かった。そこで、1866年にはアメリカ領事を通じて、中国人用の墓地が要求された。



図1 「西遊旅譚」挿絵唐人墓(国立国会図書館デジタルコレクション)

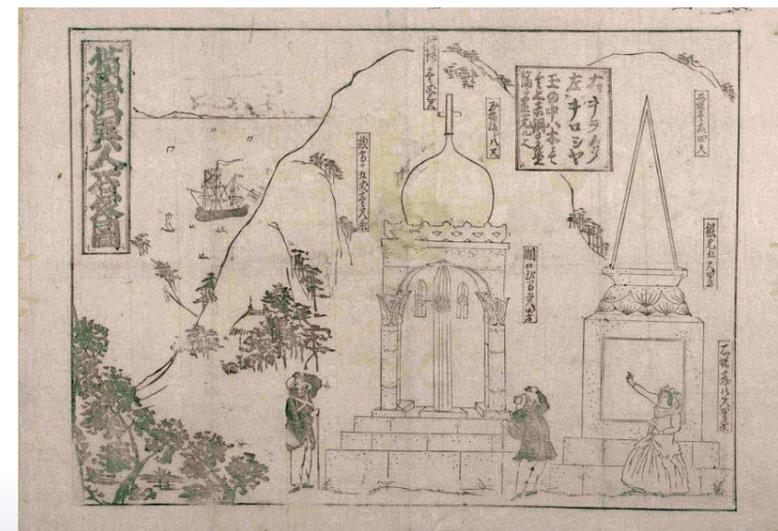


図2 横浜異人石塚図(横浜市中心図書館所蔵)

これが認められ、居留地廃止まで使用される「清国人旧墓地」として、外国人墓地から分離された。1871年の日清修好条規が締結される以前のことである。その後、旧墓地が手狭になったため、1873年には新たに「清国人新墓地」として貸与された。これが現在の中華義荘の起源となる。

さて、先に「頻繁に異文化と遭遇する墓地」と書いたが、横浜外国人墓地は現在、通常非公開である。つまり頻繁に遭遇するとは言い難いのだが、実のところ他にもっと頻繁に異文化と遭遇する墓地が、私たちの身近に存在している。いわゆる公共墓地である。

異文化がならぶ

日暮里駅と鷺谷駅の間をJRで移動する際、車窓から上野台地の崖縁を眺めると、十字架などキリスト教式の墓石が並ぶ景観を、目にすることができる(写真2)。崖の上には谷中霊園が広がるこの景観は、あまりにも身近で見慣れているため気づきにくいですが、異文化としての墓地が併存する空間でもある。キリスト教が異文化なのではなく、キリスト教・仏教・神道、さらには諸教それぞれ

れが相互に異文化であり、それらの墓が立ち並ぶのが、公共墓地の景観なのである。ここからは、私たち特に都市部の住民に馴染み深い、日本における公共墓地の成立経緯に注目する。

江戸時代において、基本的に仏教式以外は選択肢がなかった葬墓慣習だが、明治初頭に一般民衆を巻き込んで、激変することになる。横浜外国人墓地のはじまりで、増徳院境内およびその隣接地が選ばれたのも、江戸時代の常識を踏襲し「墓は寺院の監視下におかれるべき」との前提があったと考えられている。

激変する契機は、神葬祭の影響である。江戸時代末期に、各地の神職に広がりつつあった神葬祭許可要求運動、すなわち仏教式葬祭からの離脱は、明治初年には、神職のみならず一般民衆を巻き込む方向へと拡張された。たとえば1872年に出された自葬禁止令において、「葬儀は自前での執行を認めず、神官か僧侶に委ねなければならない」とされた。それまで仏教式一辺倒だった葬墓慣習に、葬儀執行者として神職が参入した。また墓地については、たとえば1869年には東京で、神祇官・神職そして華族百官のために神葬祭地、つまり神



写真2 上野台地崖縁に並ぶ墓石から日暮里駅を望む



写真3 本島の両墓制景観



写真4 本島の両墓制説明看板

道式の墓地を確保するための指令が出され、1872年には同地が「士民一般」へ開放された。このように徐々に神道が介入し、その最終段階として1873年に火葬が禁止された。これは神道的思想を背景に、仏教式葬法とみなされた火葬を否定したものであるが、1875年には火葬が解禁され、無理が露呈する結果となった。

またもう一つの契機は、キリスト教式の葬墓慣習を認めるかどうかであった。江戸時代に引き続き明治初頭もまだ禁制であったキリスト教が、1873年のキリスト教高札撤去、1875年の信教自由口達書などで、表向きに信仰は許容されていた。しかしながら、自葬禁止令においては葬儀を神官か僧侶に委ねる必要があるため、1884年の解禁まで実質的にキリスト教式の葬墓慣習が、禁止されたままであった。この状況でキリスト教式の葬儀埋葬が強行されれば、当然ながら衝突が起り、場合によっては警察が関わる刑事事件にすらなった。

そしてさらにここに「共葬」理念の成立といった問題が絡むこととなる。問芝志保[問芝(2016)「明治10年代以降の墓地法制と都市」『宗教と社会』22]に拠れば、この「共葬」とは宗旨や出身地を問わず、その地で死んだ誰にも開放されうる墓地としての理念であり、ここに「近代墓制」の出発点があるという。火葬禁令下の1874年に出された「墓地処分内規則」を先駆とし、1882年に内務省地理局が各府県に通達した「墓地制限」で「共葬」は規定される。当初「神葬祭地」として開設された青山や雑司ヶ谷は、神道式のみならず仏教式も混在

する「共葬墓地」、すなわち宗旨が混在する墓地として再出発することになる。これが現在へと続く、異文化としての墓が隣り合う、いわゆる公共墓地の淵源である。

1884年、日本で最初の体系的墓地法となる「墓地及埋葬取締規則」が施行される。自葬も解禁となり、名実ともにキリスト教式の葬墓慣習が、認められることになる。これが全国そして全階層へと展開するのは、戦後しばらく経過してからである。

異文化としてであらう

異文化に遭遇することは、反転して、自文化が外部からどう眺められているかを意識することでもある。それは歴史的に一回限りのことではなく、常に反復されることだ。たとえば両墓制の墓地景観は、自文化としては昔からある当たり前の景観であるが、外部からすれば珍しい「異文化」であるから、説明も必要になるだろう。数年前に瀬戸内海に浮かぶ香川県丸亀市の本島で遭遇した看板は、まさにその好例である(写真3、4)。今後、どのような葬墓慣習が「異文化」として再発見されるのか、たいへん興味深いところである。

<出典>

- 図1 『西遊旅譚』巻之三・国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2558224/23>)
- 図2 「横浜異人石塚園」横浜市教育委員会事務局中央図書館調査資料課 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/shiru/sakoku/kaei/kaikoku/picture7/e-131.html>)

写真は筆者撮影